

第 9 回子どもデータ連携ガイドライン検討会

議事概要

- 日時 令和 6 年 1 月 31 日（水） 10:30～12:00
- 場所 霞が関ビルディング 22 階会議室・オンライン開催
- 出席者（50 音順、敬称略）
主査：新保幸男
委員：石井夏生利、倉石哲也、西内啓、能島裕介、野戸史樹、山野則子、李炯植
- 議題
 1. ガイドラインの公開方針に関しての報告
 2. パブリックコメントへの対応方針についてのご説明
 3. ガイドラインに関する議論
 4. 本会議における方針について
- 議事概要
 1. ガイドラインの公開方針に関しての報告
ガイドラインの公開について、主査から説明が行われた。主な内容は以下の通り。
 - ・ ガイドライン検討会における討議内容や資料については、検討会メンバー就任時の資料に「討議内容を非公開とし、座長が必要と認めた場合には公開することがある」としていたため、座長決定として公開する方針とする。なお、資料については、非公開を前提に作成した資料であるため、公開にあたり精査を行い、公開箇所を決定し、改めて検討会メンバーの皆様にご共有する。
 2. パブリックコメントへの対応方針についてのご説明
パブリックコメントへの対応方針について説明が行われた。主な内容は以下の通り。
 - ・ 第 8 回検討会のご意見に基づき、令和 5 年度作成のガイドラインは素案として公開し、令和 6 年度の実証事業にて活用しつつ、有効性を検証する機会を設ける。また、次年度においてはパブリックコメントを実施し一般にご意見を頂戴しガイドラインに反映する方針とする。

3. ガイドラインに関する議論

こどもデータ連携ガイドラインの内容について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ 参照する部局によって理解可能な用語に差異があることを前提に、用語に注釈を記載いただきたい。
- ・ こども大綱ではこどもを中心に考えていく旨について記載されているが、本ガイドラインではこどもと家庭が混在している印象を受けるため、こどもを重点的に取り扱うことをより意識する必要があると考える。
- ・ 「困難の類型」の定義について、個人情報の取り扱いにおいて親からの同意の取得が必要になる場合があるが、必ずしもこどもと親の利益が一致するとは限らないと考える。
- ・ こどもデータ連携の取組を各地方公共団体が独自で行う場合には、非常にコストがかかるため、企業・自治体・大学等が連携できるような記載を検討いただきたい。
- ・ 総括管理主体の役割について、教育部局と福祉部局で二つの総括管理主体が存在する場合があるため、2つの総括管理主体に対して、1つの保有管理主体がデータを提供することが適切であるか検討いただきたい。
- ・ 要支援対象者の発見を強化することは重要な一方で、支援につなげ、地域で支えていくことも強化しない限り、適切な支援は実施できないため、一側面に偏らない強化が必要である。
- ・ 基本連携データ項目に乳幼児全戸訪問を実施していないことに関する項目を追加すべきである。
- ・ 基本連携データ項目は差別につながり得る情報を扱っているため、差別的な取り扱いにならない旨を記載すべきである。
- ・ 基本連携データ項目において、法令上要配慮個人情報が含まれる項目が存在する。要配慮個人情報に該当せずとも、差別の対象となり得る項目が含まれているため、情報の取り扱いには留意いただく必要がある。
- ・ その他データ項目と困難の関連性については、評価を実施しない限り、活用すべきでないとする。困難との関連性に対する評価・検証について重要な観点であるため記載いただきたい。
- ・ その他データ項目も現場では重要な項目であるため、基本連携データ項目を利用した取組は、取組の第一歩であるとの旨を記載いただきたい。
- ・ 基本連携データ項目について、地方公共団体の現場では、ガイドラインに記載されている項目を中心に検討することから、基本連携データ項目の19項目目として「その他項目」を追加すべきである。
- ・ 保有個人情報の内部利用・外部利用の整理について、児童福祉法以外の法令でも、児童を保護するための根拠規定があれば、記載すべきである。
- ・ 物理的安全管理措置について、機微性が高い情報を取り扱うため、詳細な対応を記載

するべきである。

- ・ 国際的な児童保護の動向について記載いただきたい。
- ・ 自治体における個人情報の取り扱いや、人権への配慮等についての研修等も実施していくべきとの旨を記載いただきたい。
- ・ 同意の取得において、親が加害者であった場合の対応について、対応が進まない状態になり得ると考える。また、接近禁止の親がデータを取り扱う事業者となった場合等についても検討が必要であると考え。
- ・ 活用の観点からマニュアルの整備等について今後の課題であると考え。
- ・ 支援方策の検討において、抽出する際の閾値の設定について課題としている地方公共団体が多いといった現状がある。
- ・ 支援の実施について、ハイリスクであることが明らかになった場合でもデータ連携以外に兆候がない場合には見守ることしかできない課題がある。
- ・ NPO 団体等の情報リテラシー向上の必要性について記載が必要である。また、虐待への通告の実施についても団体によって差異があるため、記載する必要があると考え。
- ・ 支援対象者であっても、こども自身が「支援の必要がない」と、支援を拒否するケースが存在するため、こどもデータ連携で発見したこどもに対するアプローチ方法が課題である。
- ・ ハイリスクのこどもが明らかになったとしても、支援の内容を検討しない限り、データ連携を行うこと自体が目的となってしまうと考え。
- ・ 事業効果の評価・分析において、こどもの最終的な状況の評価までデータ連携の評価項目に含める場合、評価が困難であると考え。したがって、利用したデータ項目の妥当性や優先順位付けの結果の妥当性等分析するべきであると考え。

4. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。